

公益財団法人資生堂子ども財団 役員報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人資生堂子ども財団(以下「財団」という。)定款第31条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等の定義及び呼称)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義及び呼称は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 役員報酬(以下「報酬」という。)とは、理事長が職務を執行する対価としての業務執行報酬、役員が理事会へ出席(電磁的方法による開催を含む)する対価としての出席報酬、また監事が監事の職務を執行する対価としての監事報酬をさす。
- 4 報酬には、使用人兼務理事の使用人分給与は含まない。
- 5 役員費用(以下「費用」という。)とは、役員としての職務の執行に伴い発生する旅費交通費及び手数料等をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、理事長に対し、業務執行報酬を支給することができる。

- 2 役員に対し、出席報酬を支給することができる。ただし、理事長の出席報酬は、業務執行報酬に含むものとする。
- 3 監事に対し、監事報酬を支給することができる。
- 4 役員が株式会社資生堂及びそのグループ会社に所属する役員及び従業員等の場合は報酬を支給しない。
- 5 役員の報酬総額については、年間800万円を上限とする。
- 6 報酬は、事務局が源泉徴収を行ない、報酬から控除して支給する。
- 7 役員への賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 8 報酬は、月額報酬を毎月1日に起算し、当月末に締め切り、翌月末までに支給するものとする。

(報酬等の額)

第4条 役員に支給する報酬は、別表1に定める額とする。

(費用)

第5条 役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった後、指定された口座への振込により遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員会において別に定めるものとする。

<別表 1>

報酬の呼称	報酬額の範囲
業務執行報酬	月額 45 万円を上限とする(源泉徴収税を含む)
出席報酬	2万円(源泉徴収税を含む)
監事報酬	年間 20 万円を上限とする(源泉徴収税を含む)

附則

この規程は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この改正は、2018 年3月 19 日から施行する。

附則

この改正は、2021 年3月2日から施行する。

附則

この改正は、2022 年 10 月1日から施行する。

附則

この改正は、2023 年 12 月 15 日から施行する。